

# 長岡市地域おこし協力隊 外国人材受入サポーター（モンゴル高度人材） 募集要項

## 1 募集概要

長岡市では、将来的な人材不足へ対応するため、市内企業の多様な人材活躍を推進し、企業の外国人材活用や留学生インターンシップの受入環境整備支援に取り組んでいます。

海外教育機関と連携したインターンシップ受入企業や外国人材採用企業と外国人材を伴走型で支援するサポーターとして、地域おこし協力隊員を募集します。

## 2 募集人数

1名

## 3 職務内容

市内企業への外国人材のインターンシップマッチングから採用、定着につながるモデル構築のために、以下の業務を行う。

### （1）外国人材への伴走支援

モンゴル人材への通訳・翻訳支援を主として、就労や生活に関する相談に対応し、関係機関との情報連携を図り、外国人材が安心してインターンシップや就労ができるよう支援する。また、就業後も面談等を行い、就業面・生活面でのフォローを継続して実施することで、人材の定着につなげる。

### （2）外国人材受入企業へのアドバイス

企業を訪問し、高度外国人材のPR及び外国人材受入環境整備に向けたアドバイスを行う。

### （3）外国人材への情報発信

海外・国内の外国人材向けに、長岡市の生活情報や、企業紹介などの情報発信を行う。

## 4 勤務条件等

別紙のとおり

※兼業は、業務に支障のない範囲で認めます。ただし、事前相談のうえ届出が必要です。

※守秘義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

## 5 応募資格

- ・ 3大都市圏等に住民票がある方で、任用後に長岡市へ住民票を異動させて、長岡市内に居住できる方（総務省地域おこし協力隊の地域要件を満たす方）
- ・ 次に記載する地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない方
  - （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
  - （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 6 求める人物像

- 多文化共生マインドを持ち、外国人と日本人の架け橋となって活躍する意欲のある方
- モンゴル語で問題なく会話・通訳・翻訳ができ、日本語でコミュニケーションをとることができる（日本語能力検定N2と同等以上）方
- 外国籍を有する場合、応募する職に適当な在留資格を就労前に取得あるいは切り替えできる方
- 市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

## 7 応募手続き

次の連絡先に電話連絡の上、令和7年2月12日（水）までに提出書類を郵送・メール（または持参）してください。

- (1) 提出書類（①及び②は全員、③～⑤は該当者のみ提出してください。）

### 【全員】

- ①長岡市地域おこし協力隊任用試験申込書 1部
- ②住民票の写し 1部
- ③パスポート（顔写真のページの両開き）の写し（外国籍を有する場合のみ） 1部
- ④在留カード（両面）の写し（外国籍を有する場合のみ） 1部

### 【地域おこし協力隊の経験者で、地域要件の特例の適用を受ける方】

- ⑤2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることが確認できる書類（辞令の写し等）

- (2) 連絡先

長岡市 商工部 産業立地・人材課 電話番号：0258-39-2228 担当：山岸、前田  
メールアドレス：koyou@city.nagaoka.lg.jp

- (3) 提出先

### 【郵送・持参の場合】

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階  
長岡市 商工部 産業立地・人材課 宛て

### 【メールの場合】 koyou@city.nagaoka.lg.jp 宛て

件名を「長岡市地域おこし協力隊（外国人材受入サポーター）任用試験申込」とすること。

## 8 選考方法

- (1) 選考試験

書類審査、面接を行います。

面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせします。

- (2) 選考プロセス

①書類選考（面接試験の受験者を選考します。）

②長岡市にて関係施設・機関の見学、面接

③採用決定

- ・取得した個人情報は採用選考にのみ使用し、提出された書類は返却しません。
- ・選考プロセスは変更になる可能性があります。
- ・不採用理由の問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
- ・面接の際の交通費は応募者負担となります。そのため書類選考の段階で、面接試験の受験者を選考します。